

## 後期高齢者医療制度

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

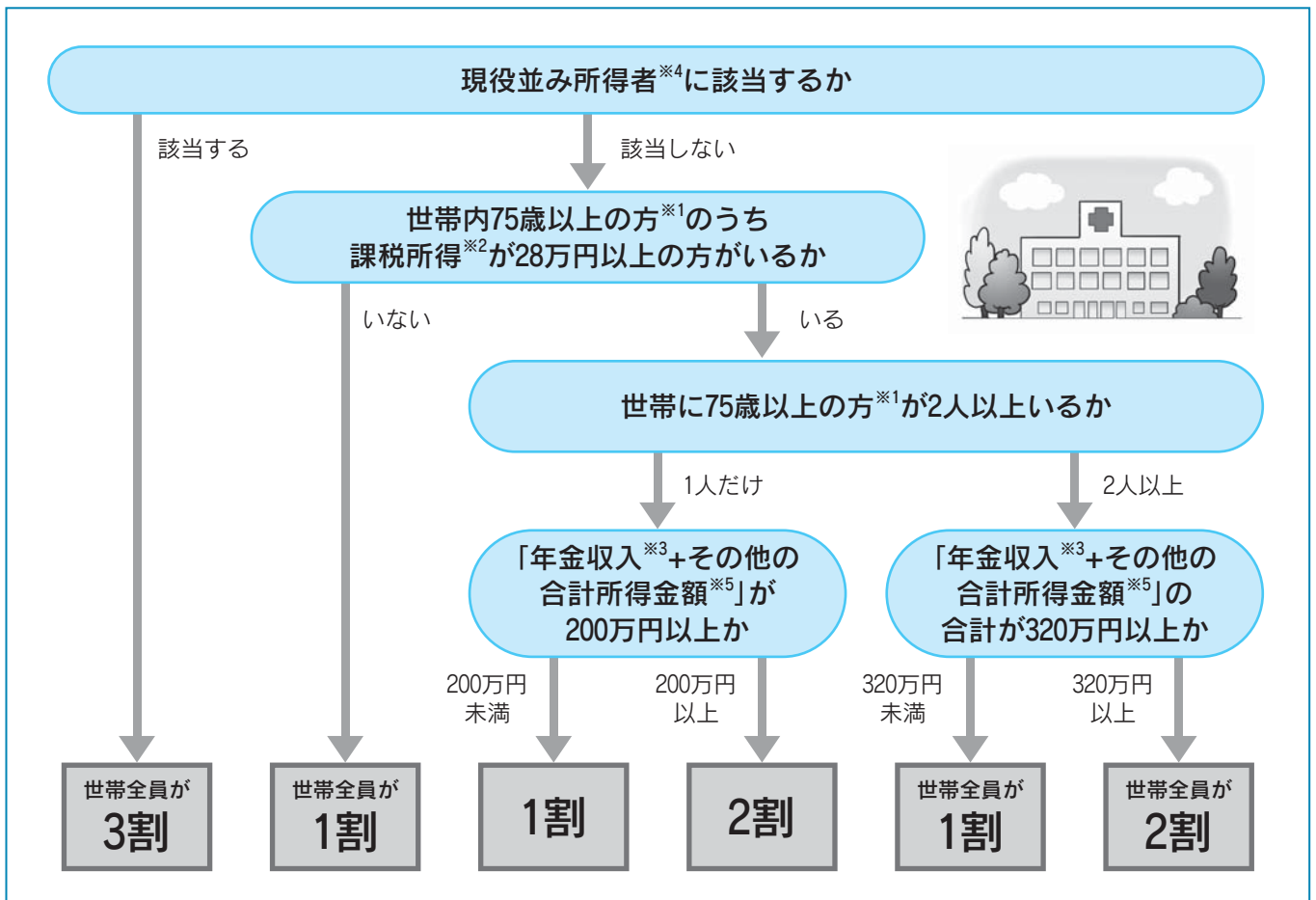
10月1日から医療費の自己負担割合が見直され、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

後期高齢者被保険者証は、9月中旬に2回目の発送(簡易書留)を予定していますので、お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。



私は、医療費の窓口負担割合が2割になるのかしら？

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに、窓口負担割合を判定します。)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。